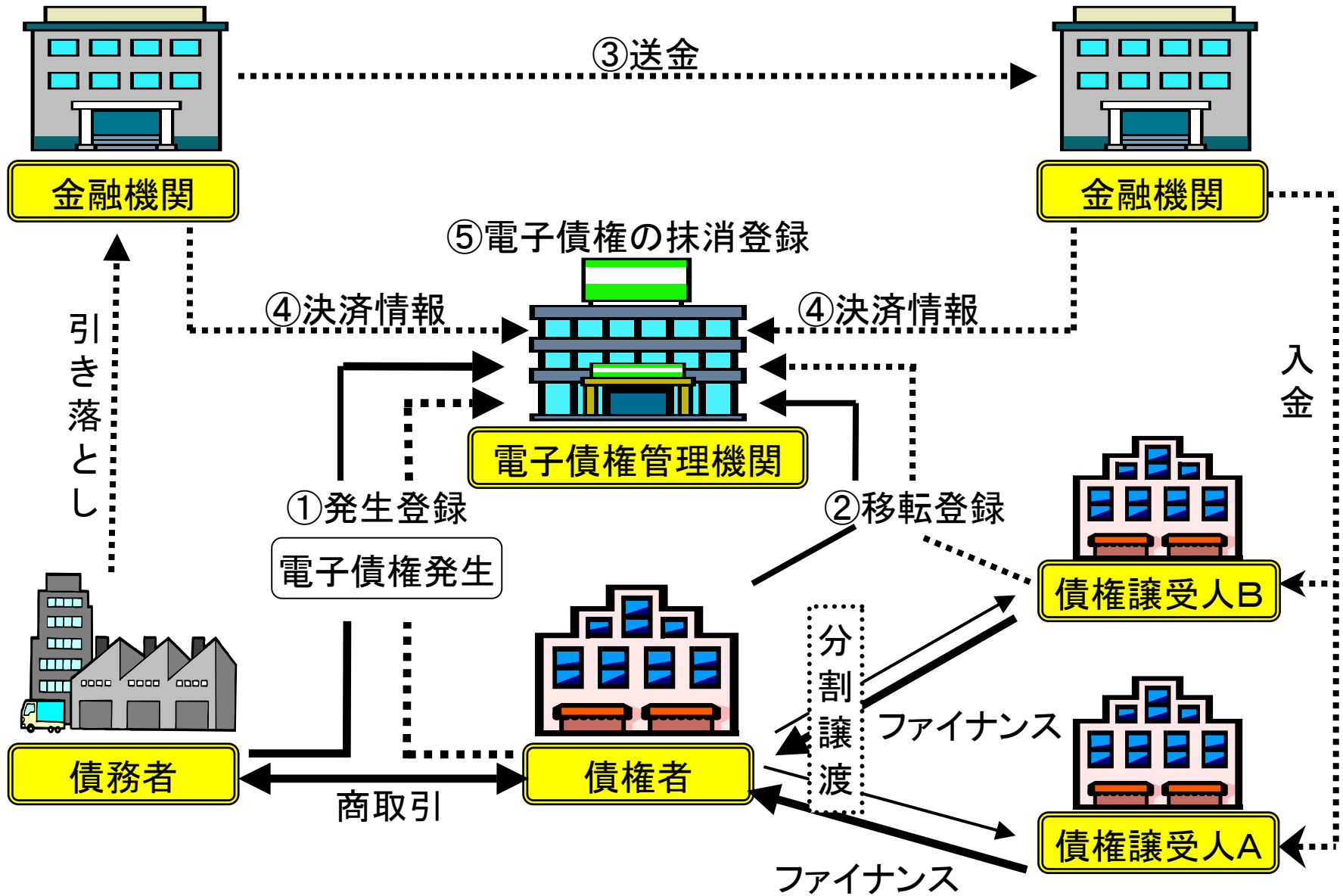


電子債権のイメージ



電子債権の特色

	根拠法	特色	備考
通常の債権 (指名債権)	民法	<p>＜ 当事者の合意により発生、譲渡、消滅する債権 ＞</p> <p>△二重譲渡のリスクを回避するために、債務者に対し確定日付のある通知を要するなど、対抗要件を具備する必要がある。</p>	<p>○我が国の中小企業は約62兆円（平成14年）にのぼる売掛債権を保有しているが、この売掛債権を譲渡・現金化しようとする動きにつながっていない。</p>
手形債権 (券面に金額、満期日等の必要的記載事項を記載することによって、効力を生じる有価証券)	手形法	<p>＜ 振出しにより発生し、裏書行為により譲渡され、呈示に対する支払により消滅する債権 ＞</p> <p>△二重譲渡のリスクはないものの、券面の移送・保管コストや紛失・盗難リスクが存在する。</p> <p>△分割・一部譲渡が困難。</p>	<p>○手形の利用は減少している。(昭和58年約4.2億枚→平成16年約1.6億枚強)</p>
電子債権 (電子債権管理機関に金額、満期日等の事項を登録することによって効力を生じる新しい金銭債権)	電子債権法 (仮称)	<p>＜ 電子債権管理機関への登録により、発生、譲渡、消滅する債権 ＞</p> <p>○電子債権管理機関への登録により権利関係が定まるため、二重譲渡のリスクを回避できる。</p> <p>△他方、登録されたデータに改ざん、滅失、き損(データ化けなど)が生じるリスクがあり、その場合の当事者間の責任関係が適切に整理される必要がある。</p> <p>○電子情報であるため移転・保管に関するコストが大幅に軽減される。</p> <p>△他方、管理機関におけるデータ管理(情報セキュリティ等)のコストが生じる。</p> <p>○分割・一部譲渡が容易。</p>	<p>○中小企業の有する売掛債権や金融機関の有するシンジケートローン等を電子債権管理機関に登録し、電子債権とすることにより、その譲渡・現金化が容易となる。</p>

これまでの電子債権に関する検討経緯

平成15年

7月 IT戦略本部決定「e-Japan戦略Ⅱ」

8月 IT戦略本部決定「e-Japan重点計画-2003」

平成16年

2月 IT戦略本部決定「e-Japan戦略Ⅱ 加速化パッケージ」

4月 経産省「金融システム化に関する検討小委員会報告書-電子債権について-」
(産業構造審議会・産業金融部会)

12月 金融庁「金融改革プログラム-金融サービス立国への挑戦-」

平成17年

2月 IT戦略本部決定「IT政策パッケージ-2005」

4月 経産省「電子債権構想-IT社会における経済・金融インフラの構築を目指して」
(電子債権を活用したビジネスモデル検討WG)

7月 金融庁「金融システム面からみた電子債権法制に関する議論の整理」
(金融審議会・情報技術革新と金融制度に関するWG)

12月 法務省「電子債権に関する私法上の論点整理」
(電子債権研究会)

法務省・経産省・金融庁「電子債権に関する基本的な考え方」

平成18年

2月 法制審議会「諮問第七十六号」

3月 経産省「電子債権プログラム」
(電子債権の管理・流通インフラに関する研究会)

閣議決定「規制改革・民間開放推進3カ年計画(再改定)」

金融審議会金融分科会第二部会委員等名簿

平成18年4月26日現在

部 会 長	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
部 会 長 代 理	翁 百合	(株)日本総合研究所調査部主席研究員	
委 員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授	
	金丸 恭文	フューチャーシステムコンサルティング(株)代表取締役会長兼社長	
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	木村 裕士	日本労働組合総連合会総合政策局長	
	今野 由梨	ダイヤル・サービス(株)代表取締役社長	
	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役	
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト	
	田中 直毅	21世紀政策研究所理事長	
	根本 直子	スタンダード & アース マネージング・ディレクター	
	野村 修也	中央大学法科大学院教授	
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師	
	堀内 昭義	中央大学総合政策学部教授	
	水上 慎士	早稲田大学ファイナンス研究センター教授	
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
臨 時 委 員	今松 英悦	(株)毎日新聞社論説委員	
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授	
専 門 委 員	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リクレータズ パートナー弁護士	
	落合 寛司	西武信用金庫専務理事	
	鈴木 久仁	(株)あいおい損害保険代表取締役専務取締役	
	鈴木 優	住友信託銀行(株)常務取締役	
	花岡 浩二	住友生命保険相互会社常務取締役	
	羽田 幸善	外国損害保険会社協議会議長	
	平野 信行	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役	
	渡辺 達郎	日本証券業協会副会長	
		[計27名]	
	幹 事	鮎瀬 典夫	日本銀行企画局参事役

(敬称略・五十音順)

情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループメンバー名簿

平成18年6月14日現在

座長	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	池田 眞朗	慶應義塾大学法学部教授・同大学院法務研究科教授
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小川 善美	(株)インデックス代表取締役社長
	小野 傑	西村ときわ法律事務所パートナー弁護士
	金丸 恭文	フューチャーシステムコンサルティング(株)代表取締役会長兼社長
	木村 拙二	愛知産業(株)監査役
	窪田 守榮	巣鴨信用金庫常務理事総合資金部長
	小足 一寿	住友信託銀行(株)業務部審議役
	國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部教授
	佐々木 かをり	(株)イー・ウーマン代表取締役社長
	田中 浩	野村証券(株)代表執行役
	西山 茂樹	伊藤忠商事(株)代表取締役専務取締役
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	平田 重敏	(株)三井住友銀行投資銀行統括部プロダクト開発室長
	水上 慎士	早稲田大学ファイナンス研究センター教授
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科助教授
	米澤 潤一	(財)金融情報システムセンター理事長
オブザーバー	市川 雅一	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	始関 正光	法務省民事局民事法制管理官
	米谷 達哉	日本銀行決済機構局参事役

(敬称略・五十音順)

新しい電子的支払サービスの発展に向けた課題について

金融審議会 金融分科会 情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ

1. はじめに

近年、少額決済や電子商取引等の分野において、ICチップやインターネットといった情報技術革新を活用した新しい電子的支払サービスの普及が急速に進んでいる。こうした動きは、民間事業者の創意工夫に基づき開発・提供されたサービスが利用者の一定のニーズを捉えた結果といえ、商取引のビジネスモデルの変革を伴いながら、引き続き広がっていくことが予想される。

一方で、利用者の保護や決済の安定性確保が不十分なままサービスの普及が進んだ場合、例えば、不正行為やサービス提供者の破綻等の不測の事態が社会的な問題につながり、新しい電子的支払サービス全体の健全な発展が阻害されるおそれも否定できない。

本ワーキンググループでは、このような状況を踏まえ、特にプリペイド(前払い)型の電子的支払サービス等を提供する事業者から、サービスの内容や安全性に関する取組み等を中心にヒアリングを行った。

本とりまとめは、今回のヒアリング結果等を踏まえ、こうした電子的支払サービスを提供する事業者に対して利用者保護等の観点から留意すべき点を示すとともに、民間事業者が利用ニーズに応じた多様なサービスを発展させることができ、利用者の側もそれを安心して利用できるような環境の整備のために、今後、政府において検討すべき課題を整理したものである。

2. 最近の電子的支払サービスの内容

電子的支払サービスには様々なものがあるが、本ワーキンググループにおいては、最近普及が進むプリペイド型の電子的支払サービスを中心にヒアリングが行われた。こうしたサービスの内容についてヒアリング結果に基づきまとめると以下の通りである。

(1) ICチップを利用した電子的支払サービス

- ・ ICチップを搭載したカード(ICカード)等を用いたプリペイド型の電子的支払サービスは、加盟店等において商品・サービスを購入する際の支払いに利用されている。利用者からサービス提供者に前払いされた金額に見合う電子的価値の金額情報が利用者のカード等に

搭載されたICチップに記録され、利用者は商品・サービスの購入時に電子的価値を加盟店等に移転することにより支払いを行う。加盟店等は、利用者から移転された電子的価値の金額情報に基づいて、サービス提供者から一定期間の後に資金の振込みを受ける。こうした電子的価値の金額情報は、ICチップ上だけでなく、サービス提供者側でも管理される。これらは、前払式証票の規制等に関する法律(以下「前払式証票規制法」という。)の適用対象となっている。

- ・ このような電子的支払サービスは、交通カードやICカード自体の多機能化、コンビニエンスストア、マイレージサービス、ポイントサービス等との連携等に伴い、引き続き急速な拡大を続けており、こうした電子的支払サービスに係るICカードの発行枚数も、平成 18 年 3 月現在で 2,800 万枚を超えている。また、利用可能な金額の上限は数万円程度であり、1 回あたりの利用金額は数百円から数千円程度の少額決済が中心である。
- ・ 最近では、ICカードだけでなく、ICチップを搭載した携帯電話を用いたサービスの提供も広がっており、携帯電話や、ICカードリーダーライタ(読み書き機)と接続したパソコンを用いる場合には、インターネット上の電子商取引の決済に利用することも可能である。また、ICチップを搭載した携帯電話を用いたサービスの一環として、携帯電話の通信機能を活かし、ICチップに記録された電子的価値を利用者間で移転するサービスの提供も始まっている。さらに、銀行口座からオンラインでのチャージ(入金)も可能とするなど、チャージの方式も多様化してきている。

(2) インターネット上での電子的支払サービス

(サービス提供者のサーバのみで金額情報を管理する電子的支払サービス)

- ・ インターネットショッピングやデジタルコンテンツのダウンロード等の支払いには、現在のところ、クレジットカード等が多く利用されているが、前払いされた金額に見合う電子的価値の金額情報をサービス提供者のサーバのみで管理する電子的支払サービスも利用されている。
- ・ こうしたサービスにおいては、電子的価値を搭載したカード等は発行されず、サービス提供者のサーバのみで利用者ごとに電子的価値が管理される。利用者は、パソコンや携帯電話等からインターネット等を通じてサービス提供者のサーバにアクセスし、加盟店等に電子的価値の移転を指図して支払いを行う。その後、加盟店等は、利用者から移転された電子的価値の金額情報に基づいて、サービス提供者から一定期間の後に資金の振込みを受ける。また、加盟店等への支払いのほか、他の利用者に対する電子的価値の移転も一部のサービスでは行われている。

(エスクローサービス)

- ・ このほかにもインターネット上では様々な電子的支払サービスが提供されており、例えば、インターネット上で行われる売買において、売主と買主との間で代金や商品のやり取りを仲介するエスクローサービスもみられる。

- ・ こうしたエスクローサービスにおいて、買主は一旦エスクローサービス提供者に代金を支払い、エスクローサービス提供者は商品が買主に送付されたことを確認の上、売主に代金を支払う。このように売買において、エスクローサービス提供者が仲介することにより、買主及び売主にとって商品及び代金の受領の確実性が高まることとなる。

3. 電子的支払サービスの提供者が留意すべきと考えられる事項

今後も様々な電子的支払サービスの開発・普及が予想されるが、現在のところ、このような電子的支払サービスを包括的に規律する法制等はない。このため、利用者保護や決済の安定性確保を通じサービスに対する信頼性を高める観点から、電子的支払サービスの提供者においては、少なくとも以下の点に留意することが望ましいと考えられる。

(1) 契約関係等の明確化について

サービス提供者は、利用者に対して、サービスの仕組みや、利用者とサービス提供者との契約関係等について、利用約款に明記し、これらをわかりやすく示すことが望ましい。この利用約款については、特に、複数の事業者が関与している場合であっても利用者が十分に責任関係等を理解できるような内容とし、また、利用者が電子的支払サービスを用いて支払いを行う際に当該利用者の支払債務がどの時点で消滅することになるかについても明記することが望ましい。

また、サービス提供者は、加盟店に対して、電子的価値の金額情報を処理する端末機器の不具合等により加盟店が商品代金を受け取れないなどの場合の責任分担のあり方について契約において明確にしておくことが望ましい。

(2) 電子的価値の金額情報の滅失・毀損等の際の取扱いについて

サービス提供者は、ICチップやサーバ上の電子的価値の金額情報が滅失・毀損した場合の電子的価値の再発行等に関する条件等を利用約款等において明確にしておくことが望ましい。

また、ICカード等の紛失・盗難の場合、利用者の特定できる電子的価値の金額情報については、利用者の求めに応じて可能な限り利用の差止めや電子的価値の再発行をすることが望ましい。

(3) 情報セキュリティ及びシステム運用上の信頼性確保について

電子的支払サービスにおいては、情報セキュリティ及びシステム運用上の信頼性の確保の観点が重要であり、この観点から、サービス提供者は以下のような点に留意することが望ましいと考えられる。

- (a) 電子的価値の金額情報に関して滅失・毀損、偽造・変造等が生じないよう、ICカードや電子的価値の金額情報を処理する端末機器等について、十分なセキュリティ水準を確保する。また、滅失・毀損、偽造・変造等が生じた場合には、早期に検知し、可能な限りその被害拡大を防ぐ仕組みとする。
- (b) 利用者が電子的価値の残高等に関する情報を適切に確認することができる仕組みとする。
- (c) 電子的支払サービスの提供が安定的に行われるよう、必要に応じサービス提供者のサーバにバックアップ機能を持たせるなど、システム運用上の安全性・信頼性を確保する。

なお、サービス提供者のサーバで金額情報を集中的に管理し、インターネット上で電子的支払サービスを提供する場合には、非対面でサービスが提供されることもあり、いわゆる「なりすまし」やハッキングによる無権限使用等の不正行為が生じるリスクが高まると考えられる。したがって、こうしたサービスについては、サービス提供者のサーバにおける情報セキュリティを十分に確保することに加え、利用者の認証等に関する仕組みを工夫する、あるいは、利用者が不正行為を早期に発見できる仕組みとする（例えば、利用者のログイン時に前回取引日時を表示する）などの対策を講じておくことが望ましいと考えられる。

(4) 前受金の適切な管理

- ・ 利用者から一定の資金を前受けして電子的支払サービスを行っている場合には、前受金について適切な管理・運用を行い、仮にサービス提供者が破綻した場合においても、利用者が極力多くの返金を受けられるような仕組みを構築することが望ましい。（なお、前払式証票規制法においては、発行事業者は、基準日未使用残高の2分の1以上の供託等が義務付けられている。）
- ・ 利用者から一定の資金を前受けして行う電子的支払サービスについては、仮にサービス提供者が破綻した場合においても、各利用者の所有する電子的価値の金額情報等が速やかに確認されるよう、電子的価値の金額情報の読取り等に関する技術的な手段を整備しておくことが望ましい。

(5) 個人情報の保護

- ・ 電子的支払サービスにおいて個人情報を取得・利用する場合には、当該個人データに関しアクセスを適切に管理するなど、個人情報保護法等に則った厳格な情報管理を行う。特に、電子的支払サービスの利用履歴の他の業務への活用については、個人情報保護の観点から、取扱いには十分留意する必要がある。

4. 電子的支払サービスに関する今後の検討課題

電子的支払サービスは、技術革新やビジネスモデルの変化を伴いながら今後とも普及が進むことが予想され、その普及如何によっては一層汎用的なものとして社会的信認が高まる可能性を有するところである。また、こうした電子的支払サービスがわが国の将来的な決済システムの姿に影響を与える可能性もあると考えられる。

さらに、電子的支払サービスにおいては、急速な情報技術革新に伴って、利用者のニーズに応じた多様なサービスを提供することが技術的に可能となってきたが、他方で、そうした新しいサービスに関し、従来の法制上の枠組みにおいて法的な整理が難しい課題が生じつつあるとも考えられる。

このような状況も踏まえ、利用者が安心して民間事業者から利便性の高いサービスの提供を受けられ、かつ、民間事業者の側においても利用ニーズに応じた多様なサービスを創意工夫によって発展させることができるような環境の整備を適切に進めていく必要がある。

こうした観点から、政府においては、今後の電子的支払サービスの動向等を見据え、情報技術革新に伴うサービスの発展を阻害することのないよう配慮しながら、諸外国の状況等も踏まえつつ、特に以下に示されたような課題に関して、今後、どのように取り組んでいくべきかについて、引き続き検討を進める必要があると考えられる。

(1) サービス提供者破綻時の利用者保護

現在、ICチップを利用した電子的支払サービスについては、金額情報の記録された証票等が存在し、前払式証票規制法の適用を受けるため、サービス提供者が破綻した場合において一定の利用者保護が図られることとなる。他方、電子的価値の金額情報をサービス提供者側のサーバのみで管理するタイプの電子的支払サービスについては、金額情報の記録された証票等に当たるものが存在せず、同法が適用されない状況となっているが、このようなサービスに関してサービス提供者が破綻したケースにおいて、どのように適切な利用者保護を図るべきかについて検討する必要があると考えられる。

(2) 電子的支払サービスに関する当事者間の責任分担のあり方等

電子的支払サービスに関し何らかのトラブルが生じた場合、例えば、システム障害等により金額情報の滅失・毀損又は決済の未了・遅延等が生じた場合、なりすまし・ハッキング等により電子的価値の無権限使用が生じた場合等におけるサービス提供者と利用者等との間の責任分担のあり方について、利用者保護及び電子的支払サービスに関する信認確保の観点から検討する必要があると考えられる。

また、これに関連して、電子的支払サービスにおける弁済の効力発生時点に関する取扱いの明確化についても、電子的支払サービスに関する信頼性及び法的安定性の確保等の観点から検討される必要がある。

(3) 電子的支払サービスのあり方について

本WGによる議論においては、情報技術革新に伴い電子的支払サービスが発展・多様化する中で、例えば、利用者がその電子的価値を他の利用者に移転することを可能とするサービスや、利用者がその電子的価値についてサービスの提供者から換金を受けるサービスなどが行われることにより、電子的支払サービスの利便性が一層高まるのではないかなどの指摘があったところである。

これらのサービスについては、銀行法上の「為替取引」や出資法上の「預り金」など関連する現行の法制や実務との関係の整理をする必要があるが、これに関連して、例えば、規制等のあり方を検討するに当たっては、十分な利用者保護が図られるようにすべきとの意見や、少額であり、かつ、決済システムの安定性に深刻な影響を与える懸念がないと判断される範囲でサービスを提供する場合には、その他の決済サービスとの間で、その取扱いに関して一定の差異を設けるなどの工夫も一案として考えられるのではないかとの意見があった。

したがって、今後、政府においては、こうした点を踏まえつつ、多様かつ安定した決済サービスの提供を可能とし、利用者を適切に保護するために望ましい電子的支払サービスのあり方について、諸外国における実態なども参考にしながら、積極的に検討を継続していくことが期待されるところである。

5. おわりに

今回の「座長メモ」では、近年急速に普及が進む新しい電子的支払サービスに関するヒアリング結果等を踏まえ、電子的支払サービスの提供者が留意すべきと考えられる事項や今後の検討課題等についてとりまとめを行った。

電子的支払サービスの普及が進むにしたがって、こうした課題を検討していく必要性は、一層高まることが予想される。我が国における電子的支払サービスの更なる発展に向けて、この「座長メモ」で示された視点が、今後の具体的な検討に活かされることを期待したい。

(以 上)

情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループメンバー名簿

平成18年4月26日現在

座長	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	池田 眞朗	慶應義塾大学法学部教授・同大学院法務研究科教授
	今井 三夫	(株)三菱東京UFJ銀行執行役員コンシューマーファイナンス営業部長
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小川 善美	(株)インデックス代表取締役社長
	小野 傑	西村ときわ法律事務所パートナー弁護士
	金丸 恭文	フューチャーシステムコンサルティング(株)代表取締役会長兼社長
	窪田 守榮	巢鴨信用金庫常務理事総合資金部長
	國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部教授
	佐々木 かをり	(株)イー・ウーマン代表取締役社長
	田中 浩	野村証券(株)代表執行役
	西山 茂樹	伊藤忠商事(株)代表取締役専務取締役
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	水上 慎士	早稲田大学ファイナンス研究センター教授
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科助教授
	米澤 潤一	(財)金融情報システムセンター理事長
オブザーバー	佐藤 達夫	経済産業省商務情報政策局取引信用課長
	筒井 健夫	法務省民事局参事官
	沼田 俊彦	あいおい損害保険(株)商品開発部課長
	三守 栄夫	明治安田生命保険相互会社運用企画部課長
	米谷 達哉	日本銀行決済機構局参事役

(敬称略・五十音順)

情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ開催状況

第9回会合（平成17年10月17日）

議 題 ・ 審議項目、審議日程等の確認

第10回会合（平成17年11月16日）

議 題 ・ ICチップを利用した電子的支払サービスについて①

ICカード等に電子的金額情報をのせた支払サービス等を行う事業

第11回会合（平成17年12月14日）

議 題 ・ ICチップを利用した電子的支払サービスについて②

携帯電話に電子的金額情報をのせた支払サービス等を行う事業

第12回会合（平成18年1月18日）

議 題 ・ インターネット上における電子的支払サービスについて①

インターネット上でプリペイド型電子支払サービスを行う事業

第13回会合（平成18年2月14日）

議 題 ・ インターネット上における電子的支払サービスについて②

インターネットショッピングモールの運営者、エスクロー事業

・ とりまとめ骨子（案）について

第14回会合（平成18年3月29日）

議 題 ・ 「新しい電子的支払サービスの発展に向けた課題について（座長メモ）」
（案）について

第15回会合（平成18年4月26日）

議 題 ・ 「新しい電子的支払サービスの発展に向けた課題について（座長メモ）」
のとりまとめ

（以 上）

みなし弁済規定をめぐる最高裁判決について

平成18年1月13日判決

1月13日（金）、最高裁第2小法廷において、貸金業者から債務者に貸付金の弁済を求め、両者の間で貸金業規制法43条に規定する「みなし弁済」（注）の適用の有無が争われていた訴訟において、債務者側勝訴（原判決破棄、差し戻し）の判決が出された。

判決は、「みなし弁済」の適用の前提である法定書面の妥当性及び弁済の任意性の要件について、以下のように判示し、「みなし弁済」の適用を否定した。

（注）「みなし弁済」とは、利息制限法の上限金利を超える金利での貸付けについても、貸金業者が行う場合には、契約時・弁済受領時の法定書面の交付及び弁済の任意性を条件に、弁済の有効性を認めるもの（貸金業規制法43条）。

① 法定書面の妥当性

- 今般の判決では契約締結時の交付書面（貸金業規制法17条）は問題にしていなが、弁済受領時の交付書面（法18条）について、現行の記載方法の妥当性を否定した。
- 具体的には、貸金業規制法施行規則においては、法定事項である「契約年月日」等に代えて「契約番号」の記載をもってすることが認められているが、これは法の委任の範囲を超えた違法な規定であり、無効である。

② 弁済の任意性

- 貸金契約における「期限の利益喪失条項（利払いが期日に遅れれば期限の利益を喪失し一括返済を求め得る旨の条項）」は、利息制限法上限金利を超える部分については無効である。
- しかしながら、本件事案の契約における期限の利益喪失条項は、債務者に対し、利息制限法の上限金利を超える部分も含め約定どおりに利息を支払わない限り、期限の利益を喪失し、一括返済を求められるとの誤解を与え、結果として、債務者に対して、超過部分を支払うことを事実上強制することになる。
- したがって、上記のような誤解が生じなかったといえるような特段の事情のない限り、弁済が任意であったとはいえない。

「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」の概要

1. 改正の概要

(1) 貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）18条1項の受取証書には、貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所、契約年月日、貸付けの金額を記載することとされている。

これに関し、貸金業の規制等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）15条2項は、弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもって、これらの記載に代えることができる旨規定しているが、これを削除する。

法21条2項の支払催告書面についても、規則19条4項に同様の規定があるが、これを削除する。

(2) 法17条1項の契約締結時の書面については、規則13条1項1号又において、「期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容」を記載することとされているが、これに「(利息制限法1条1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨)」を追加する。14条1項1号カ、14条2項8号、26条の5 3号、26条の10 3号、26条の15 3号、26条の21 3号、26条の23の7 5号、26条の23の10 5号、26条の23の13 5号、26条の23の17 5号においても同じ規定を追加する。

2. 施行期日

1. (1) については、公布の日から施行する。

1. (2) については、平成18年7月1日から施行する。